

平成 2 1 年 4 月 9 日
環境保全課
内線 2 2 3 0

「奈良市路上喫煙防止に関する条例」に基づく
「路上喫煙禁止地域」の指定について

奈良市では、国際文化観光都市としての美観の形成を図るとともに、安全で快適な生活環境を確保することを目的とする「奈良市路上喫煙防止に関する条例」を本年 3 月 1 日に施行し、道路、公園等の屋外の公共の場所で、吸い殻入れが付近に設置されていない場所で路上喫煙をしないよう努めることを定めています。

この度、パブリックコメント及び、奈良市路上喫煙・ポイ捨て防止推進協議会の意見を踏まえ、下記の地域を「路上喫煙禁止地域」に指定しますので、お知らせします。

1. 路上喫煙禁止地域に指定する場所（別添地図参照）

<ul style="list-style-type: none">・近鉄奈良駅前広場及び JR 奈良駅前広場・国道 3 6 9 号線（大宮通り線）及び奈良公園内道路（二条大路一丁目交差点～県庁東交差点～大仏前交差点）・県道木津横田線（油阪交差点～三綱田交差点）・三条通り（三条本町交差点～一の鳥居前交差点）・猿沢池周回道路及びその周辺・JR 奈良駅西口ロータリー及び道路（三条本町交差点～なら 1 0 0 年会館前）・北部第 3 7 8 号線（中筋前交差点～三条通りとの交差点（通称小西さくら通り））・北部第 3 9 0 号線（東向交差点～三条通りとの交差点（通称東向通り））・北部第 3 9 1 号線（小西さくら通りとの交差点～東向通りとの交差点）	指定日 5 月 1 8 日（月）
--	---------------------

禁止地域内での違反者に対しては、指定職員による指導を行います。

2. 告示日

平成 2 1 年 5 月 1 日（金）

3．過料適用について

平成21年11月1日(日)より、路上喫煙禁止地域内で路上喫煙を行い、指定職員の是正命令に従わなかった者に対して、1,000円の過料を科すこととします。

4．指定職員について

過料適用開始までの期間は、環境保全課を中心とした指定職員約20名による啓発活動を行います。

11月1日からの過料適用開始後は、路上喫煙禁止地域内において、専従の指定職員2名による巡回指導を行います。

路上喫煙禁止地域

